

令和5年9月6日
世田谷保健所
感染症対策課

新型コロナワクチン予防接種に関する健康被害の申請状況について

1 主旨

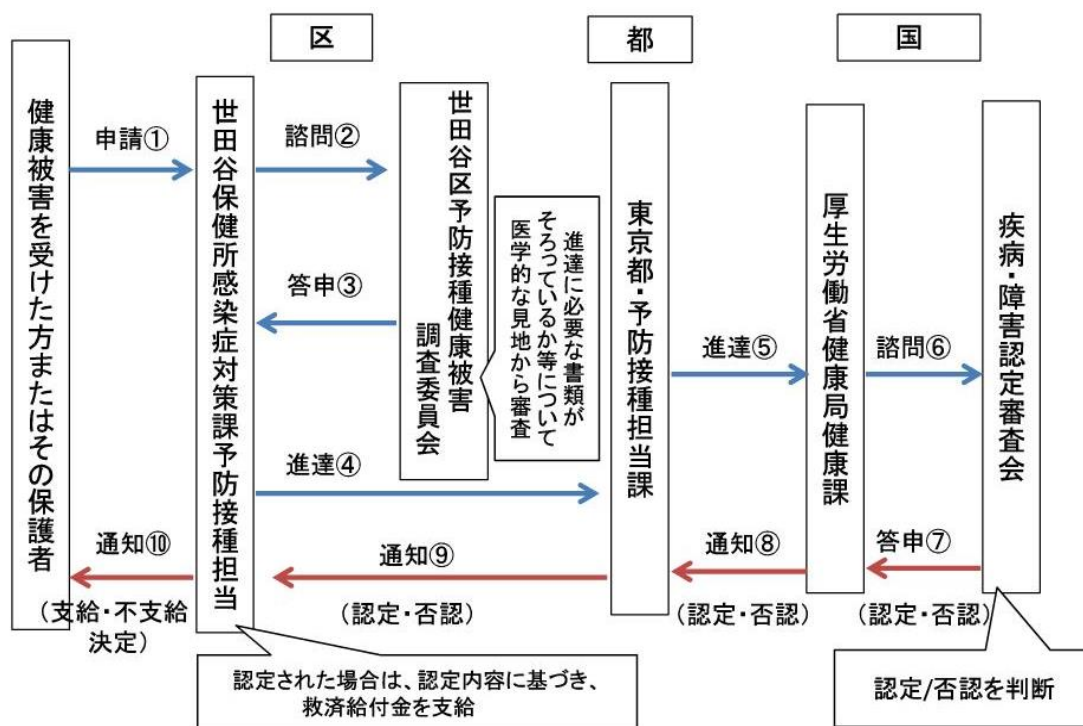
予防接種法に基づく予防接種は公衆衛生上行われる重要な予防措置であるが、極めてまれに不可避免的に健康被害が起こりうるというものであることをふまえ、健康被害を受けた方を救済するために予防接種健康被害救済制度が設けられている。今回、区における新型コロナワクチン健康被害の申請状況について報告する。

2 予防接種健康被害救済制度の概要

以下の図で示すとおり、申請者は区に救済給付申請を行い、区は、医師により構成された区長の附属機関である予防接種健康被害調査委員会に諮問したうえで、東京都を経由して国に進達する。

因果関係に係る審査は専門家により構成される疾病・障害認定審査会において審議され、健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは区より給付金を支給する。

認定にあたっては、「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする」という方針が第37回厚生科学審議会（令和2年1月開催）において示されており、その方針のもと審査が行われている。



3 区の申請及び認定の件数（令和3年4月から5年9月1日時点）

申請種別	申請数	認定数	否認数	審査中の数
合計	62	18	1	43
医療費医療手当等	58	17	1	40
死亡一時金・葬祭料	4	1	0	3

4 支給額（概算）（令和5年9月1日時点）

45,659千円

※特定財源：都負担金 補助率10/10

5 区の対応について

区は、引き続き申請者に対して丁寧な相談対応を行い、予防接種健康被害調査委員会の開催や医療費医療手当の支給など、適切に事務を進めていく。